

## 産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する状況等について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の3第2項の規定に基づき、産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する計画及び維持管理の状況について、以下のとおり公表する。

### ○最終処分場の概要

許可年月日	昭和61年5月1日
許可番号	61環対第275号
施設の種類	産業廃棄物の最終処分場
処理する産業廃棄物の種類	ばいじん、燃えがら、汚泥、鉱さい
設置場所	長崎県松浦市志佐町白浜免字岸浜2089の地先公有水面

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成9年法律第85号)による改正前の法第8条第1項等の許可又は届出に係る産業廃棄物処理施設については、当該施設の維持管理に関する計画の策定が義務付けられていなかったことから、これらの施設については、変更の許可を受け、又は届出をするまでの間は、維持管理に関する情報を公表する改正規定のうち、維持管理に関する計画を公表する部分については適用しない。